

道路交通法

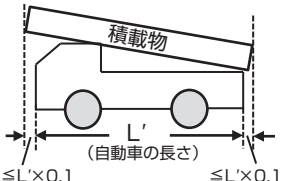
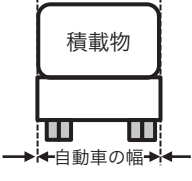
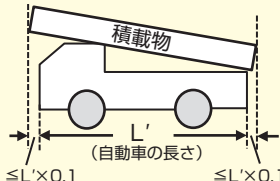
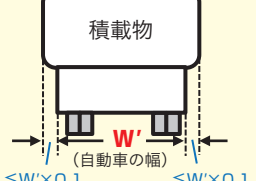
「自動車の積載の制限及び 大型・中型免許取得の受験資格」

令和4年
5月13日
施行

が変わります

自動車の積載の制限に係る改正 (道路交通法施行令第22条関係)

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、**令和4年5月13日より施行**されます。

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさ制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの 10分の1 の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの 10分の2 の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の 10分の2の幅を加えたもの
積載の方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から 自動車の幅の10分の1の幅を超えて はみ出さないこと
イメージ	積載物の長さ $\leq L' \times 1.1$  前後の貨物の はみ出し $\leq L' \times 0.1$	積載物の幅 $\leq$ 自動車の幅  左右の貨物の はみ出し不可	積載物の長さ $\leq L' \times 1.2$  前後の貨物の はみ出し $\leq L' \times 0.1$	積載物の幅 $\leq W' \times 1.2$  左右の貨物の はみ出し$\leq W' \times 0.1$

注①：上記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「**制限外積載許可**」が必要となります。
(詳細は出発地を管轄する警察署にお問い合わせください。)

注②：**積載貨物状態で幅2.5mまたは長さ12mを超える場合**、道路法及び車両制限令に基づき、

「**特殊車両通行許可**」または「**特殊車両通行確認**」が必要となります。

(特殊車両通行制度については、「特車PRサイト(<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)」をご覧ください。)

特車PRサイト



令和4年
5月13日
施行

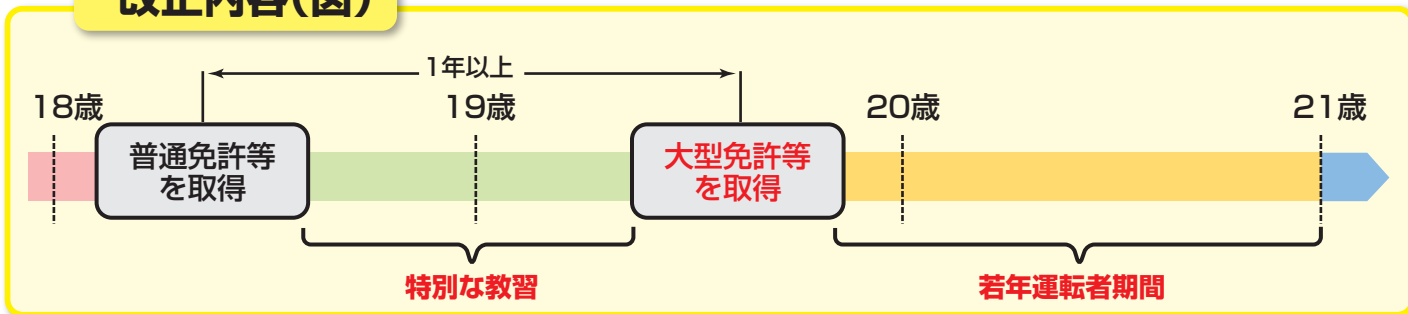
道路交通法が変わります

「自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格」

運転免許の受験資格の見直しに関する規定の整備

	現行（改正前）	令和4年5月13日～（改正後）
受験資格	○大型免許 …21歳以上かつ 普通免許等保有3年以上 ○中型免許 …20歳以上かつ 普通免許等保有2年以上	○特別な教習を修了した者 19歳以上かつ普通免許等保有1年以上 ※大型・中型免許の受験資格で担保している資質を特別な教習により年齢要件が担保する「自己制御能力」及び経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」を養成
補足	第二種免許取得者、自衛官等の受験資格の特例あり	免許取得前後の「 安全対策 」を整備

改正内容(図)



安全対策

	免許取得前 特別な教習（特例教習課程）	免許取得後 若年運転者講習
内容	◇教習内容 - 技能録画（実車） - 性格と運転の概要（座学） - 運転適性検査の結果・録画映像に基づく個別的指導（座学・実車） - 危険予測・回避能力の養成に資する指導（座学・実車） ◇時限数…36時限以上（適性・技能） ◇指導員…運転適性検査・指導については、73C型による運転適性検査を行うことが出来る運転適性指導員が実施	◇大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間（若年運転者期間）に、違反点数が一定の基準※¹に達した場合に該当する違反行為を行った場合は、「若年運転者講習」の受講を義務付け※² ※¹ 累積違反点数が3点以上（ただし、1回の違反で3点となる場合を除く。） ※² 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例を受けて取得した免許の取り消し ◇講習時間…9時間